

問番号	問内容
-----	-----

助成金制度の終了

Q14-01 小学校休業等対応助成金制度はいつまで実施されるのでしょうか。

子どもの感染状況や小学校等の休業状況等を踏まえ、小学校休業等対応助成金は令和5年3月末までに取得した休暇分をもって終了しました。
 なお、令和5年4月以降は、両立支援等助成金（育児休業等支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を設けています。支給要件や対象者、支給額などは厚生労働省HPでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html

Q14-02 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の「新型コロナウイルス感染症対応特例」とはどのような制度ですか。

以下2つの措置をいずれも講じた事業主において、労働者が1日（1労働日または分割の場合は1日の平均所定労働時間）以上の特別有給休暇を取得した場合に、1人あたり10万円、1事業主につき10人まで（上限100万円）支給する制度とする予定です。
 ① 子ども（小学校休業等対応助成金の対象と同様の子ども）の世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の規定化。
 ② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイム制度など）の社内周知。
 ※制度の詳細については、厚生労働省HPでご確認ください。

Q14-03 令和5年3月末までに取得した休暇に係る申請期間については、変更はありますか。

従来通り、令和4年12月1日から令和5年5月31日まで（都道府県労働局必着）となります。

★ Q14-04 個人申請の対象期間に変更はありますか。

原則として、休業支援金・給付金の申請期限は、以下のとおりとなります。まずは、早めに特別相談窓口にご相談ください。

- ・令和3年8月～9月の休み 令和4年3月末まで
- ・令和3年10月～12月の休み 令和4年6月末まで
- ・令和4年1月～6月の休み 令和4年9月末まで
- ・令和4年7月～9月の休み 令和4年12月末まで
- ・令和4年10月～11月の休み 令和5年2月末まで
- ・令和4年12月～令和5年1月の休み 令和5年3月末まで
- ・令和5年2月～3月の休み 令和5年5月末まで

※令和4年12月～令和5年3月の休みの申請期間は、対象期間の2か月後までとなります。

なお、上記申請期限を過ぎてしまった場合でも、やむを得ない理由がある場合は、申請を受け付けられることがありますので、特別相談窓口にご相談ください。
 特別相談窓口の開設期間は令和5年6月30日までとなります。開設期間の終了後は、相談を受け付けることはできません。

★ Q14-05 特別相談窓口の設置期間に変更はありますか。

変更なく、令和5年6月30日までが開設期間となります。開設期間の終了後は、相談を受け付けることはできません。